

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法
施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて
計29枚（本紙を除く）

Vol.427

平成27年2月24日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（地域包括ケア推進係・内線3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 24 日

各都道府県 介護保険主管部（局）
各市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

平成 27 年 4 月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る
事業所指定事務等の取扱いについて

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護保険法改正による新しい総合事業の実施について、各市町村及び都道府県におかれては、準備をいただいているところですが、この度、システム入力時におけるサービス種類毎の単価の考え方と当該サービス種類毎の事業所指定等に関する事務の流れについて下記のとおり整理したのでご承知おきください。

なお、お示しする事務の流れについては、移行期間中の新しい総合事業の実施の有無に関わらず、平成 27 年 4 月前後に都道府県及び市町村に対応いただくものも含まれますので、ご留意ください。

つきましては、地域包括支援センター、事業所等に周知いただきますようお願いいたします。

記

これまで介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案においては、サービスの単価や利用者負担について、「サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担割合を設定する」ことを基本としつつ、「現行の訪問介護等に相当するサービスの単価は、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を上限として、個別の額を定める」「利用者負担は、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえ設定。なお、現行の訪問介護等に相当するサービスは、介護給付の利用者負担割合（1割、一定以上所得者は2割）等を勘案し、設定。ただし、下限は当該給付の利用者負担割合」などといったことをお示してきた。

また、このような考え方を前提に、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成 27 年 2 月 10 日厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡。以下「システム事務連絡」という。）にて、介護保険事務処理システム変更にかかる資料を周知し、Ⅱ介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料

の資料3「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について」（別紙1）のなかで、訪問型サービス及び通所型サービスのサービス種類の考え方についてお示し、サービス種類コード別にシステム入力をしていただきたい旨ご連絡してきた。

この度、市町村が国保連を活用した指定事業所によるサービス内容、単価、事業所指定等について検討し、円滑に作業を進めるためには、システム事務連絡でお示しているサービス種類コードのシステム入力と、提供するサービス・単価設定・指定事務の関係性についてより明確にする必要があるところ、その観点から、以下のとおり整理したのでご確認いただきたい。

(1) 市町村が設定するサービス種類コードと提供するサービス・単価の関係について

○ システム上のサービス種類コード（別紙1でいうA1～A8）を決定する要素は以下の①から④の4つであり、システム事務連絡に示したサービス種類コードと、当該コードを用いて請求する事業所のサービスを整理したものが別紙2である。市町村がサービスコード台帳を作成する際に参考にされたい。

○ 別紙2でお示した整理をさらに以下の要素により細分化し、より具体的な例を用いながら、解説したものが別紙3である。これらを参考に、市町村においては、サービス種類別のサービスコードを設定するとともに、指定する事業所に対して、どのサービスコードで請求するかを周知する必要がある。

①算定単位をどのように取り扱うか

- ・ 1月あたりの包括単位
- ・ 1回あたりの単位
- ・ 短時間ごとの単位
- ・ 市町村が独自で定める単位

②単価をどのように設定するか

- ・ 国が上限として定める現行相当の単価（予防給付の単価）
 - ※ 現行相当の基準に基づき、1月あたりの包括単位・1回あたりの単位（訪問型サービスにおいては、20分未満の単位も）を上限として国が定めている。
- ・ 国が上限として定める現行相当の単価を下げた単価
 - ※ 現行相当の基準を緩和した場合。国が上限として定める現行相当の単価を越えないものとする。
- ・ 市町村が独自で定める単価
 - ※ 国が上限として定める現行相当の単価を越えないものとする。

③事業所指定の時期がいつで、提供するサービスがどのような基準に基づいて提供されるのか

- ・ 既に指定を受けている事業所が国の定める基準に基づいて提供するサービス
- ・ 既に指定を受けている事業所が市町村の定める基準に基づいて提供するサービス

- ・平成27年4月以降新しく指定を受ける事業所が国の定める基準に基づいて提供するサービス
- ・平成27年4月以降新しく指定を受ける事業所が市町村の定める基準に基づいて提供するサービス

④利用者負担割合をどのように設定するのか

- ・介護給付と同様の利用者負担割合
- ・介護給付と異なる利用者負担割合（定率・定額）

○ 平成27年3月末までに既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、原則として事業所が拒否をしない限り、全国一律でみなし指定の効力が平成27年4月より発生することとなる。この場合、サービス種類コードとしては、A1又はA5を用い、別紙3のA1又はA5にあるとおり、基本的には現行相当の国が定める運営・人員等基準をもとに、国が上限として定める単価を用いることとなる。

※ 今回、指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護と違って、算定単位が1月あたりの包括単位だけではなく、1回あたりの単位が追加（訪問介護に限っては短時間サービスの単位も）されたことに留意すること。（別紙3：A1①②③、A5①②）

なお、例えば訪問型サービスの1回あたりの単位については、これまで介護予防訪問介護によるサービスを月に4回程度受けているものを、現行相当の訪問介護（A1）と基準を緩和した訪問介護（A2）とを組み合わせながら、国が定める上限の中で月に5回サービスを受けるものに変更する場合など、これまでの包括報酬という単位では対応することができない場合に活用することが考えられる。

○ また、平成27年4月以降、新しく現行相当のサービスを指定する場合には、国が定める運営・人員等基準をもとに国が上限として定める単価を用いるとしても、A1又はA5以外のサービス種類コードを選択することとなる。さらに、市町村独自で単価や利用者負担を定めることができるが、この場合であっても、A1又はA5の国が上限として定める現行相当の単価を超えてはならないことに留意すること。（例えば、現行相当の国が定める運営・人員等基準を緩和するような基準を市町村が定め、それをもとに国が上限として定める単価より下げた単価を市町村が設定した場合は、A2とするなど。（別紙3：A2①））

このように新しく事業所を指定する場合は、市町村は、事業所の指定審査を行うとともに、A1又はA5以外の新しいサービス種類コードをサービスコード台帳に登録し、事業費算定に係る体制等に関する届出（従来の介護給付費算定に係る体制等に関する届出にあたるもの。以下「事業費算定届出」という。）の審査等が必要になる。

○ なお、平成27年3月末までに既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、現行相当の国が定める運営・人員等基準をもとにサービスを行うものであっても、利用者負担を引き上げることや、単価を国が上限として定める単価以下に変更することについて、例外的に市町村の判断により実施される場合においてもシステム上の対応は可能である。その場合は、A1又はA5ではなく、A2～A4又はA6～A8のいずれかのサービス種類コードを利用する必要がある。（例えば、指定介護予防訪

問介護事業所の単価を国が上限として定める単価以下に変更するときは、A2、利用者負担割合を引き上げる場合は A3、利用者負担を定額とする場合は A4 など。(別紙 3 : A2①～③、A3②～④、A4②～④、A6①～②、A7②～③、A8②～③))

この場合、新しく事業所を指定する場合と同様の整理で、サービスコード台帳の登録や事業費算定届出の審査を行う必要がある。(事業所の指定審査は平成 27 年 3 月末までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けているため特段必要ないものとする。)

さらに、この場合においては、平成 27 年 3 月末までに既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、拒否をしない限り、全国一律で A1 又は A5 の効力が平成 27 年 4 月より発生することになるが、市町村においてサービス種類コードを A1 又は A5 以外のものに設定したとしても、システムの関係上、A1 又は A5 のサービス種類コードが利用可能となってしまう。このため、市町村におかれては、当該事業所が事業費を請求する際には必ず該当のサービス種類コード(A1 又は A5 以外のもの)で請求するように事業所に対し、周知することが必要である。

- なお、システム事務連絡のⅡ介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料の資料 4「介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造(案)」の中で、国が上限として定める現行相当の単価とともに、新しい総合事業にかかる算定構造をお示ししたところである。当該算定構造について、サービス種類と単価についてまとめた別紙 3 との関係性を別紙 4 でまとめたので参照されたい。

※A3～A4 又は A7～A8 のサービス種類コードを利用することにより、市町村独自の算定構造を作成することも可能(例えば、訪問型サービスにおいて「20 分以上 30 分未満」「30 分以上 1 時間未満」のような介護給付と同様の算定構造とすることは可能)。

(2) 市町村が設定するサービス種類コードと事業所指定事務・審査等の流れについて

- 総合事業の指定事業所の指定事務の流れについては、平成 26 年 11 月 10 日開催の全国介護保険担当課長会議資料の Q&A 問 9 でお示してきたところである。(参考参照) 今般、より詳細な解説をするとともに、事業所の指定審査事務・加算等の届出審査事務・台帳入力の事務等について(1)で整理をしたサービス種類コード別に別紙 5 のとおり整理したので留意されたい。なお、**平成 27 年 4 月より総合事業を実施する、しないにかかわらず、例えば以下の事務を実施することが必要であるので、特に留意いただきたい。(なお、別紙 5 の下線部分が当該事務を指す。)**

【平成 27 年 4 月までに実施すること】

(市町村) 【別紙 5 の「別紙 3 該当パターン A1①、A5①」「別紙 3 該当パターン A1②、A1③、A5②」「別紙 3 該当パターン A2①、A2②、A2③、A6①、A6②」「別紙 3 該当パターン A3②、A3③、A3④、A4②、A4③、A4④、A7②、A7③、A8②、A8③」を参照。】

・全国一律 3 年のみなし指定期間を変更する場合の期間の設定及び公表

平成 27 年 4 月以前に既に予防訪問介護又は予防通所介護の指定を受けている事業所については、平成 27 年 4 月に全国一律で 3 年間のみなし指定を受けることとなる。みなし指定期間を変更する場合には、要綱等で設定し、公表する必要がある。

※指定事業所は、みなし指定を受けない場合は、市町村及び都道府県に通知しなければならない。

※(1)で整理した別紙 3 のサービス種類コードにかかわらず、平成 27 年 4 月以前に既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、みなし指定を受けることで、市町村は新しい総合事業実施時に、改めて事業所の指定審査・加算に関する届出（現行の給付費算定に係る体制等に関する届出）を行う必要はない。ただし、A1 又は A5 以外のサービス種類コードによる場合は、指定審査は不要だが、サービスコード台帳への登録や、事業費算定届出を事業所から求め、審査する必要がある。

(都道府県) 【別紙 5 の「別紙 3 該当パターン A1①、A5①」「別紙 3 該当パターン A1②、A1③、A5②」を参照。】

- ・管内市町村のみなし指定期間の公表

管内に所在する市町村や事業所等に対して、みなし指定期間を周知するため、ホームページ等で公表する必要がある。

- ・事業所台帳への登録

都道府県事業所台帳に、平成 27 年 4 月以前に既に指定予防訪問介護又は指定予防通所介護の指定を受けている事業所について、みなし指定期間の情報を追加し、また、各事業所のサービス種類コードを追加（指定介護予防訪問介護事業所であれば A1、指定介護予防通所介護事業所であれば A5）し、加算については、給付と同じ内容を登録する。

※ なお、平成 27 年 4 月以前に既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所について、みなし指定を受ける場合であっても、A1 又は A5 以外のサービス種類コードを市町村が選択する場合には、市町村においてサービスコード台帳の登録や、事業費算定届出の情報を市町村事業所台帳に登録するものである。

【平成 27 年 4 月下旬又は 5 月上旬に実施すること】

(都道府県) 【別紙 5 の「別紙 3 該当パターン A1①、A5①」「別紙 3 該当パターン A1②、A1③、A5②」を参照。】

- ・事業所台帳の国保連への送付

上記において、サービス種類コード、加算について給付と同じ内容を登録した事業所台帳を、所在する都道府県の国保連に送付する。

(1) 訪問型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価(5ページ参照)	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A2			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A3	なし	市町村が規定	市町村が規定※6	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定
4	A4							定額		

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

(2) 通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価(5ページ参照)	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A5	介護予防通所介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A6			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A7	なし	市町村が規定	市町村が規定※6	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定
4	A8							定額		

※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

別紙 2

(サービス種類の整理)

サービス種類コード	サービス	事業所の基準	単価	別紙3の該当箇所
A1 A5	平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う現行の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価	A1①～③ A5①、②
A2 A6	現行の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準 又は 国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下	A2①～⑥ A6①～④
A3 A7 ※利用者負担は定率	市町村が独自に定めた基準により指定を受けた事業所が行う訪問・通所サービス	市町村が定める基準	市町村が定める単価 ※国が定める単価以下となっていること	A3① A7①
	現行の訪問介護・通所介護相当サービス ※利用者負担割合を市町村が給付と異なる割合とした場合	国が定める基準 又は 国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下	A3②～④ A7②、③
A4 A8 ※利用者負担は定額	市町村が独自に定めた基準により指定を受けた事業所が行う訪問・通所サービス	市町村が定める基準	市町村が定める単価 ※国が定める単価以下となっていること	A4① A8①
	現行の訪問介護・通所介護相当サービス ※利用者負担割合を市町村が定額とした場合	国が定める基準 又は 国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下	A4②～④ A8②、③

別紙3

単価設定・指定審査の有無等の整理

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成	
A1 (訪問)	①	事業所	既存	1月 ●●単位 1日 ●●単位	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供期間の日数	不要	不要
		算定単位	包括(日割)	※●●単位は国が定める単価			
		単価	国が定める				
	②	事業所	既存	1回あたり●●単位	1回あたりコード × サービス提供回数	不要	不要
		算定単位	1回あたり	※●●単位は国が定める単価			
		単価	国が定める				
	③	事業所	既存	20分未満●●単位	20分未満コード × サービス提供回数	不要	不要
		算定単位	20分未満	※●●単位は国が定める単価			
		単価	国が定める				
A5 (通所)	①	事業所	既存	1月 ●●単位 1日 ●●単位	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供期間の日数	不要	不要
		算定単位	包括(日割)	※●●単位は国が定める単価			
		単価	国が定める				
	②	事業所	既存	1回あたり●●単位	1回あたりコード × サービス提供回数	不要	不要
		算定単位	1回あたり	※●●単位は国が定める単価			
		単価	国が定める				
		利用者負担	給付と同様				

※既存:平成27年3月末までに指定介護予防訪問介護又は指定通所介護事業所である場合 新規:平成27年4月以降に新しく事業の指定事業所となる場合

※A1②、A1③、A5②は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護とは異なる単位の構造であるが、算定にあたっての要件に相違は無い。

※A1～A8のサービス種類は別紙1で整理しているサービス種類の考え方によることとする。

※国が上限として定める単価(●●単位)については別紙4を参照のこと。

※A1、A5の場合は事業費算定に係る体制届出(以下、事業費算定届出)の事業所からの届出は必要なく、市町村における審査も不要。

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成	
A2 (訪問)	①	事業所	既存	1月 △△単位 1日 △△単位 ※△△単位は国が定める単価以下で市町村が適宜設定	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供期間の日数	不要	要
		算定単位	包括(日割)				
		単価	国が定める単価以下				
		利用者負担	給付と同様				
	②	事業所	既存	1回あたり △△単位 ※△△単位は国が定める単価以下で市町村が適宜設定	1回あたりコード × サービス提供回数	不要	要
		算定単位	1回あたり				
単価		国が定める単価以下					
利用者負担		給付と同様					
③	事業所	既存	20分未満△△単位 ※△△単位は国が定める単価以下で市町村が適宜設定	20分未満コード × サービス提供回数	不要	要	
	算定単位	20分未満					
	単価	国が定める単価以下					
	利用者負担	給付と同様					
④	事業所	新規	1月 ●●単位 or △△単位 1日 ●●単位 or △△単位 ※国が定める単価(A1と同じ単価)であっても、新規事業所の場合はA2となる。	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供期間の日数	要	要	
	算定単位	包括(日割)					
	単価	国が定める単価以下					
	利用者負担	給付と同様					
⑤	事業所	新規	1回あたり ●●単位 or △△単位 ※国が定める単価(A1と同じ単価)であっても、新規事業所の場合はA2となる。	1回あたりコード × サービス提供回数	要	要	
	算定単位	1回あたり					
	単価	国が定める単価以下					
	利用者負担	給付と同様					
⑥	事業所	新規	20分未満●●単位 or △△単位 ※国が定める単価(A1と同じ単価)であっても、新規事業所の場合はA2となる。	20分未満コード × サービス提供回数	要	要	
	算定単位	20分未満					
	単価	国が定める単価以下					
	利用者負担	給付と同様					

※A2の場合は事業費算定届出を事業所から求め市町村における審査が必要。(届出の統一様式はシステム事務連絡中、IIの資料6を参照のこと。)

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成	
A6 (通所)	①	事業所 算定単位 単価 利用者負担	既存 包括(日割) 国が定める単価以下 給付と同様	1月 △△単位 1日 △△単位 ※△△単位は国が定める単価以下で市町村が適宜設定	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供期間の日数	不要	要
	②	事業所 算定単位 単価 利用者負担	既存 1回あたり 国が定める単価以下 給付と同様	1回あたり △△単位 ※△△単位は国が定める単価以下で市町村が適宜設定	1回あたりコード × サービス提供回数	不要	要
	③	事業所 算定単位 単価 利用者負担	新規 包括(日割) 国が定める単価以下 給付と同様	1月 ●●単位 or △△単位 1日 ●●単位 or △△単位 ※国が定める単価(A5と同じ単価)であっても、新規事業所の場合はA6となる。	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供期間の日数	要	要
	④	事業所 算定単位 単価 利用者負担	新規 1回あたり 国が定める単価以下 給付と同様	1回あたり ●●単位 or △△単位 ※国が定める単価(A5と同じ単価)であっても、新規事業所の場合はA6となる。	1回あたりコード × サービス提供回数	要	要

※A6の場合は事業費算定届出を事業所から求め市町村における審査が必要。(届出の統一様式はシステム事務連絡中、Ⅱの資料6を参照のこと。)

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成	
A3 訪問)	①	事業所 算定単位 単価 利用者負担	新規(既存) 市町村が設定 市町村が設定 市町村が設定(定率)	市町村が設定	市町村が設定	要	要
	②	事業所 算定単位 単価 利用者負担	既存 包括(日割) 国が定める 給付と異なる割合	1月 ●●単位 / 1日 ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担割合が異なる場合(例えば3割負担)はA3となる。	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供 期間の日数	不要	要
	③	事業所 算定単位 単価 利用者負担	既存 1回あたり 国が定める 給付と異なる割合	1回あたり ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担割合が異なる場合(例えば3割負担)はA3となる。	1回あたりコード × サービス 提供回数	不要	要
	④	事業所 算定単位 単価 利用者負担	既存 20分未満 国が定める 給付と異なる割合	20分未満●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担割合が異なる場合(例えば3割負担)はA3となる。	20分未満コード × サービス提 供回数	不要	要

※A3の場合は事業費算定届出を事業所から求め市町村における審査が必要。(届出の様式は市町村において適宜設定する。)

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成		
A7 (通所)	①	事業所	新規(既存)	市町村が設定	市町村が設定	要		
		算定単位	市町村が設定					
		単価	市町村が設定					
		利用者負担	市町村が設定(定率)					
	②	事業所	既存	1月 ●●単位 1日 ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担割合が異なる場合(例えば3割負担)はA7となる。	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供 期間の日数	不要	要	
		算定単位	包括(日割)					A5①と同様
		単価	国が定める					A5①と異なる点
		利用者負担	給付と異なる割合					
	③	事業所	既存	1回あたり●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担割合が異なる場合(例えば3割負担)はA7となる。	1回あたりコード × サービス提 供回数	不要	要	
		算定単位	1回あたり					A5②と同様
		単価	国が定める					A5②と異なる点
		利用者負担	給付と異なる割合					

※A7の場合は事業費算定届出を事業所から求め市町村における審査が必要。(届出の様式は市町村において適宜設定する。)

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成		
A4 (訪問)	①	事業所	新規(既存)	市町村が設定	市町村が設定	要		
		算定単位	市町村が設定					
		単価	市町村が設定					
		利用者負担	市町村が設定(定額)					
	②	事業所	既存	1月 ●●単位 / 1日 ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 <u>※国が定める単価と同一であっても、利用者負担を定額とする場合はA4となる。</u>	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供 期間の日数	不要	要	
		算定単位	包括(日割)					A1①と同様
		単価	国が定める					
		利用者負担	市町村が設定(定額)					A1①と異なる点
	③	事業所	既存	1回あたり ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 <u>※国が定める単価と同一であっても、利用者負担を定額とする場合はA4となる。</u>	1回あたりコード × サービス 提供回数	不要	要	
		算定単位	1回あたり					A1②と同様
		単価	国が定める					
		利用者負担	市町村が設定(定額)					A1②と異なる点
④	事業所	既存	20分未満●●単位 ※●●単位は国が定める単価 <u>※国が定める単価と同一であっても、利用者負担を定額とする場合はA4となる。</u>	20分未満コード × サービス提 供回数	不要	要		
	算定単位	20分未満					A1③と同様	
	単価	国が定める						
	利用者負担	市町村が設定(定額)					A1③と異なる点	

※A4の場合は事業費算定届出を事業所から求め市町村における審査が必要。(届出の様式は市町村において適宜設定する。)

種類	番号	パターン	単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村のサービスコード台帳作成		
A8 (通所)	①	事業所	新規(既存)	市町村が設定	市町村が設定	要		
		算定単位	市町村が設定					
		単価	市町村が設定					
		利用者負担	市町村が設定(定額)					
	②	事業所	既存	1月 ●●単位 / 1日 ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担を定額とする場合はA8となる。	包括コード もしくは 日割コード × サービス提供 期間の日数	不要	要	
		算定単位	包括(日割)					A5①と同様
		単価	国が定める					
		利用者負担	市町村が設定(定額)					A5①と異なる点
	③	事業所	既存	1回あたり ●●単位 ※●●単位は国が定める単価 ※国が定める単価と同一であっても、利用者負担を定額とする場合はA8となる。	1回あたりコード × サービス提 供回数	不要	要	
		算定単位	1回あたり					A5②と同様
		単価	国が定める					
		利用者負担	市町村が設定(定額)					A5②と異なる点

※A8の場合は事業費算定届出を事業所から求め市町村における審査が必要。(届出の様式は市町村において適宜設定する。)